

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	重度心身障害者医療費の助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、重度心身障害者医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和6年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療費の助成に関する事務
②事務の概要	徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例に基づき、重度心身障害者の保健の向上に寄与し、もってその福祉の増進を図ることを目的とし、医療費の一部を助成する事務を行っている。 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例に基づき、特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①医療費の助成を受ける資格の確認に関する事務 ②医療費の助成の実施に関する事務 ③受給者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ④受給者証等の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 ⑤医療費助成に関する資格内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
③システムの名称	福祉医療(重度医療)システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム 番号連携システム 中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
重度医療受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条別表第一の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則第3条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	公表日	平成27年3月30日	平成27年12月25日	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
平成27年12月25日	I-1 ②事務の概要	徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例に基づき、重度心身障害者の保健の向上に寄与し、もってその福祉の増進を図る事を目的とし、医療費の一部を助成する事務を行っている。 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例に基づき、特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①医療費助成を受ける為の認定申請及び更新時の受給資格要件の確認(居住地要件、障害要件、所得要件等) ②受給者の他の法令による公費負担医療制度利用状況の確認 ③受給者の医療保険者からの療養費等支給状況の確認 ④償還給付される医療費の審査及び受給者への支払い ⑤現物給付された医療費の審査及び医療機関等への支払い ⑥情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会(未定)	徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例に基づき、重度心身障害者の保健の向上に寄与し、もってその福祉の増進を図る事を目的とし、医療費の一部を助成する事務を行っている。 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例に基づき、特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①医療費の助成を受ける資格の確認に関する事務 ②医療費の助成の実施に関する事務 ③受給者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ④受給者証等の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 ⑤医療費助成に関する資格内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
平成27年12月25日	I-1 ③システムの名称	福祉医療(重度医療)システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 番号連携システム(未定) 中間サーバーシステム(未定) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム(未定)	福祉医療(重度医療)システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム(未定) 番号連携システム(未定) 中間サーバーシステム(未定)	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
平成27年12月25日	I-3 法令上の根拠	番写法(第9条第2項) 徳島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(未定) 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(改正のため未定) 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則(改正のため未定)	番写法(第9条第2項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 徳島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
平成27年12月25日	I-4 ②法令上の根拠	番写法(第19条第14号) 独自利用事務に関する情報連携に係る委員会規則(未定)	番写法(第19条第14号) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
平成27年12月25日	I-5 ②所属長	障害福祉課長 日下 裕司	障害福祉課長 鈴木 善美	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
平成27年12月25日	II しきい値判断項目 -1.対象人数 -1つの時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
平成27年12月25日	II しきい値判断項目 -2.取扱者数 -1つの時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
平成28年7月1日	公表日	平成27年12月25日	平成28年7月1日	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
平成28年7月1日	I-3 法令上の根拠	番写法(第9条第2項) 徳島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 徳島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則	番写法(第9条第2項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 徳島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
平成28年7月1日	I-5 ②所属長	障害福祉課長 鈴木 善美	障害福祉課長 相原 祐二	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	II しきい値判断項目 -1.対象人数 -いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成28年7月1日	II しきい値判断項目 -2.取扱者数 -いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成29年7月7日	I-1-③ システムの名称	福祉医療(重度医療)システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム(未定) 番号連携システム(未定) 中間サーバーシステム(未定)	福祉医療(重度医療)システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 番号連携システム 中間サーバーシステム 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成29年7月7日	I-3 法令上の根拠	番号法(第9条第2項) 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 徳島市行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則	番号法(第9条第2項) 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条別表第一の2の項 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成29年7月7日	I-4-① 実施の有無	未定	実施する	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成29年7月7日	I-4-② 法令上の根拠	番号法(第19条第14号) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、徳島市行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条別表第一の2の項	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成29年7月7日	II しきい値判断項目 -1.対象人数 -いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成29年7月7日	II しきい値判断項目 -2.取扱者数 -いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成30年7月11日	II しきい値判断項目 -1.対象人数 -いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成30年7月11日	II しきい値判断項目 -2.取扱者数 -いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
平成30年7月11日	I-5 ②所属長の役職名	障害福祉課長 相原 祐二	障害福祉課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 -1.対象人数 -いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 -2.取扱者数 -いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和1年6月26日	IVリスク対策	-	項目の追加	事後	様式変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月16日	II しきい値判断項目 -1.対象人数 -いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和2年9月16日	II しきい値判断項目 -2.取扱者数 -いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	I 関連情報 -4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 -②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条別表第一の2の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条別表第一の2の項	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月21日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	I 関連情報 -5. 評価実施機関における担当部署 -①部署	保健福祉部福祉事務所障害福祉課	健康福祉部障害福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月21日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	I 関連情報 -7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 -請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 保健福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月22日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	I 関連情報 -8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ -連絡先	徳島市 保健福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513	徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月23日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 -1.対象人数 -いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和4年9月9日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和4年9月9日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和5年9月6日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和5年9月6日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月16日	I 関連情報 -3. 個人番号の利用 -法令上の根拠	番号法(第9条第2項) 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条別表第一の2の項 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例 徳島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則	番号法第9条第2項 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条別表第一の2の項	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため
令和6年9月16日	I 関連情報 -4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 -②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条別表第一の2の項	徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則第3条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月16日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
令和6年9月16日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
令和6年9月16日	IV リスク対策 -5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。) -不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため